



障害の状態になったときの年金



病気やケガにより
障害の状態と
なってしまった場合、
障害厚生年金等が
受けられます!

厚生年金保険の被保険者である間に初診日(※)がある病気やケガで障害の状態(年金制度上の障害等級1級・2級・3級)になった場合、障害厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月30日までの組合員である間に初診日がある場合には、障害共済年金(経過的職域加算額)が併せて支給されます。

※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

障害厚生年金の支給要件

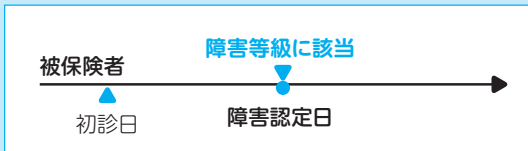
障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者もしくは被保険者であった方が、次の要件を満たしている場合に支給されます。

初診日要件

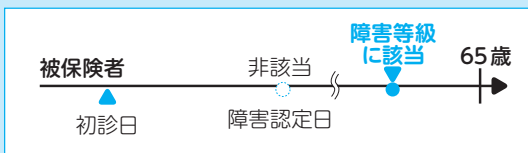
初診日が厚生年金保険の被保険者である間にあるとき

障害認定要件 (いずれか一つ)

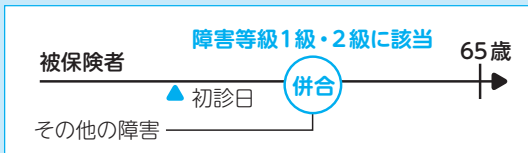
① 障害認定日において、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態であるとき



② 障害認定日において障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態になかったが、その後65歳の前日までの間に、その傷病により1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき



③ 厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、65歳の前日までの間に、はじめて障害等級が1級・2級に該当する程度の障害の状態となったとき



※障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日、または傷病の状態が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

※ただし、令和8年3月31日以前の初診日については、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければ要件を満たす経過措置が設けられています。

◇ 障害等級のめやす

障害の程度	障害等級	めやす
重度 ↑ ↓ 軽度	1級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活ができない程度のもので、 (他人の介助を受けなければ自分の身のまわりのことができない程度のもので)
	2級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受ける、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもので、 (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度のもので)
	3級	労働が著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもので。

気になる ワンポイント



- 障害厚生年金は在職中でも支給されます。
ただし、公務員である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は支給停止となります。
- 障害等級が1級・2級の場合は、国民年金の障害基礎年金も支給されます。
障害基礎年金は在職中でも支給されます。
※令和元年度の障害基礎年金の年額は、1級の場合975,125円、2級の場合780,100円となります。
- 障害等級は、所定の診断書等の内容により決定します。
なお、障害者手帳等の障害等級とは異なります。

請求手続きについて

原則、初診日に加入していた公的年金実施機関（共済組合・日本年金機構等）が請求先となり、公務員である間に初診日がある場合は共済組合が請求先となります。

障害厚生年金の請求をご検討いただく際には、当組合または勤務先の共済事務担当課へご相談ください。当組合で傷病の状況等を確認させていただき、必要書類をご案内します。



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414